

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会資本としての博物館の可能性に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>総合博物館、美術館や動植物園・水族館に至る5,700館程の博物館等(博物館相当施設、類似施設を含む)は、教育基本法、社会教育法で定められた社会教育施設として地域の人々に即したサービスを提供し、また、人類全体の学術・芸術資料である自然・文化遺産を収集・保管・展示するとともに、横断的に調査研究し、教育普及活動を通して未来世代へ継承する役割を持っている。博物館とは世代を超えた永続的な文化的社会資本である。</p> <p>特に公的扶助により個人の幸福を保障する「社会福祉」の観点から、文化的社会資本としての多様な博物館のあり方を分科会で審議する。その博物館制度を支える学芸員制度のあり方についても審議する。</p>
4	審議事項	<p>1. 社会における博物館のあり方に関する重要事項</p> <p>2. 特に公的扶助により個人の幸福を保障すべき文化的社会資本としての多様な博物館のあり方に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	